

山梨県の人材育成機関の将来構想に係る調査業務委託仕様書

1 事業の目的等

(1) 事業の目的

本県の人材育成機関における中長期的な人材育成の方向性について、産学官が連携して検討を行う「山梨の未来を担う人材育成検討委員会」での議論に資するため、全国の高等教育機関等の調査・分析、学科需要推計、本県の人材育成機関の将来構想の策定を行うことを目的とする。

(2) 事業のスケジュール・実施期間

業務委託期間は契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）までとする。本県の人材育成機関の将来構想の提案内容は県と協議の上で決定するものとし、受託者は契約締結後に調査の分析や推計内容・スケジュールなどを記載した実施計画書を提出するものとする。

2 委託業務の内容

(1) 現状把握・分析

本県及び近県の大学（短大）、専門職大学（短大）、専修学校（専門学校）、高等専門学校、高等学校専攻科における学部・学科の設置状況、教育内容等と比較した、本県の人材育成機関の位置付けの分析

(2) 学科需要推計

社会経済状況の変化、国の動き、教育界の動きを踏まえた今後の学科需要推計

(3) 人材育成機関の将来構想

再編等も含め、本県の人材育成機関が進むべき将来像を、中期的・長期的の 2 段階で複数案提示

(4) 山梨の未来を担う人材育成検討委員会に必要なデータ・資料等の提供

3 成果物の提出

受託者は、上記 2 の (1) ~ (4) の内容についてまとめた報告書を作成し、県に提出する。報告書は MicrosoftWord 又は MicrosoftExcel で作成し、PDF データも合わせて提出する。

(1) 提出物

- ・ 報告書 (本文) A4 判 20 ページ程度
- ・ 報告書 (概要版) A4 判 1 ページ程度
- ・ 上記を納めた CD-ROM 1 枚

(2) 提出期限 平成 31 年 3 月 29 日 (金)

ただし、中間報告書を平成 30 年 8 月 31 日 (金)、平成 30 年 9 月 28 日 (金) 及び平成 31 年 1 月 31 日 (木) までに電子データにより提出すること。

4 委託事業の一般原則

- (1) 業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報 (個人情報含む) 等については山梨県に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は山梨県と協議の上、決定する。

5 会計記録の保存

受託者は会計に関する諸記録を整備し、会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

6 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、山梨県と受託者で協議の上、業務を遂行するものとする。